

平成30年12月19日制定

特定非営利活動法人日本睡眠歯科学会 役員選出規程

特定非営利活動法人 日本睡眠歯科学会

第1条

この規程は、特定非営利活動法人日本睡眠歯科学会定款（以下「定款」という。）第13条に基づき、理事および監事の選任に関し必要な事項を定める。

（理事選挙）

第2条

選挙理事は、評議員選出規定に基づき行われた評議員選挙の当選者（以下「評議員候補者」という。）を選挙人とする秘密選挙で選任することとし、理事選挙は、選挙管理委員会の管理の下で、別に定める選挙管理委員会規定に従って行う。

2 理事選挙に立候補できるのは評議員候補者とする。

3 選挙年の9月1日の時点で満65歳を超える評議員候補者は、理事選挙に立候補できない。

4 理事選挙は、定時評議員会の1か月前までに実施しなければならない。

（理事長候補者）

第3条

理事選挙当選者（以下「選挙理事候補者」という。）は、すみやかに互選で理事長候補者を選任しなければならない。

（理事長指名理事）

第4条

理事長候補者は、理事長推薦理事を若干名指名することができる。

（監事の選任）

第5条

監事は定時評議員総会において評議員の中から選任する。

（欠員補充）

第6条

選挙理事あるいは非選挙理事に欠員がある時は、理事長の指名した者の中から評議員会において補充理事を選任することができる。ただし理事が5名に満たなくなった時は、ただちに補充理事を選任しなければならない。

2 理事長の欠けた時は、ただちに理事会において選挙理事の中から理事長を選出する。

3 監事が欠けた時は、ただちに評議員会において監事を選任しなければならない。

（予算処置）

第7条

理事候補の集まる会は、支出において理事会と同等の扱いをする。

第8条

この規程の改廃は理事の発議により理事会で協議のうえ、評議員会の承認を得なければならない。